

起業や新商品開発、新規分野参入などを支援しています

補助制度や相談窓口を用意していますのでご利用ください。
詳細についてはホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

問合せ 商工労働課

TEL 89・2186

●**起業・新商品開発・新規分野参入・販路開拓支援事業費補助金**

起業や新商品開発、新規事業への参入や販路開拓を行う方に補助します。



補助額 対象経費の4分の3

(上限100万円)

募集期間 4月1日(火)～5月9日(金)

採択数 数件程度



※プレゼンテーションによる審査があります。

●**起業・経営等相談窓口**

市内での起業や事業者の経営などを総合的に支援するため、専門の相談員が相談を受け付けます。



相談は、完全予約制による面談形式、秘密厳守、無料で行いますので、お気軽にご利用ください。

開設日 毎週木曜日(12月29日)

～1月3日を除く～

相談時間 午前10時、11時、午後1時、2時

※1件1時間以内を基本とします。

対象者 市内で起業をお考えの方、経営にお悩みの事業者など

相談内容 事業計画診断、経営全般、販売・マーケティング、ビジネスマッチング、各種支援制度の情報提供ほか

申込方法 希望する開設日の1週間前までに申込書を提出、または市公式LINE、オンライン申請システムから

能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (均等割のみ課税世帯給付金) を支給します

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、「住民税が均等割のみ課税となつた世帯」に対し給付金を支給します。

対象になると思われる方へ、3月上旬にお知らせなどを送付していますので、同封書類をご確認ください。

お知らせなどが届かなかった方で、対象と思われる場合はお問い合わせください。



対象となる世帯・支給額

令和6年12月13日時点において、市内に住民登録のある次の世帯。

①**住民税均等割のみ課税世帯**

世帯全員の令和6年度分の住民税が均等割のみ課税となる世帯、または住民税均等割のみ課税の方と非課税の方により構成される世帯に1世帯当たり3万円を支給。

ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※令和6年度住民税は、定額減税前所得割額で判定します。

※本給付金における扶養とは、健康保険の扶養ではなく、税法上の扶養となります。

②**こども加算**

住民税均等割のみ課税世帯への加算給付として、平成18年4月2日生まれ以降の児童1人当たり2万円を支給。

申請書の提出が必要な方

①令和6年1月2日以降の転入者がいる対象世帯

②申告内容に変更がある方などがおり、均等割のみ課税世帯になる対象世帯

③令和6年12月14日から令和7年3月31日までに出生した子がいる対象世帯

申請期限

4月30日(水)(当日消印有効)

問合せ

物価高騰支援給付金担当

TEL 89・2119

●特殊詐欺に注意!

各種給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報窃取」にご注意ください。能代市からATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な連絡があった場合は、市の窓口や最寄りの警察署にご相談ください。